

公立陶生病院組合 公告

公立陶生病院 東棟・南棟メンテナンス付きカーテン賃貸借契約に関する一般競争入札については次のとおりである。

平成29年11月29日

公立陶生病院組合
管理者 瀬戸市長 伊藤保徳

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名 公立陶生病院 東棟・南棟メンテナンス付きカーテン
賃貸借契約
- (2) 場 所 瀬戸市西追分町160番地 東棟・南棟
- (3) 履行期間 平成30年5月1日から平成35年4月30日まで
- (4) 概 要 メンテナンス付きカーテン賃貸借

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 基本事項

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 入札参加資格申請をする本店又は営業所等を愛知県内に設置している者であること。
- ③ 平成28・29年度瀬戸市入札参加資格者名簿（物品等）の業務（大分類）「03：役務の提供等」、営業種目（中分類）「11：リース・レンタル」、取扱内容（小分類）「11：家具・室内装飾」及び業務（大分類）「03：役務の提供等」、営業種目（中分類）「10：クリーニング」、取扱内容（小分類）「03：カーテン」が登録されている者であること。
- ④ クリーニング資格師を配置したクリーニング所を有すること。
- ⑤ 公告の日から入札日までの間において、公立陶生病院組合又は瀬戸市から指名停止措置を受けていない者であること。
- ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者にあつては、同法に基づく更生手続開始の決定を受けていること。

(2) 同種業務の実績

公告の日から過去5年間に愛知県内の500床以上の病院において3年以上継続してメンテナンス付きカーテン賃貸借契約の実績があること。

3 入札参加資格の確認等

- (1) 入札参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）及び関係資料（以下「資格確認申請書」という。）を次のとおり持参により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、競争入札参加資格の適否については、平成29年12月11日（月）に資格確認申請者に対し、一般競争参加資格確認通知書（以下「確認通知書」という。）により通知するものとする。

① 資格確認申請書の提出期間

平成29年11月29日（水）から平成29年12月5日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

② 時間

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く）

③ 提出書類

資格確認申請書及び 2一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項の（1）③、（1）④及び（2）について明記した書類

④ 提出場所

公立陶生病院 管財経理課 施設係

⑤ その他

（ア）書類提出に係る費用は、提出者の負担とする。

（イ）提出された書類は、返却しない。

4 設計図書の閲覧・配布

下記の期間、設計図書を閲覧に供する。又、資格確認申請書の提出時に申し出があった者に対して設計図書を配布する。

(1) 閲覧・配布期間

平成29年11月29日（水）から平成29年12月5日（火）まで（土曜日、日曜日、及び祝日を除く）

(2) 閲覧・配布時間

午前9時から午後4時（正午から午後1時までを除く）

(3) 閲覧・配布場所

公立陶生病院 管財経理課 施設係（閲覧・配布）

(4) 設計図書に関する質問

設計図書等の質問は、公立陶生病院管財経理課施設係へ質問書を持参し提出すること。なお、質問が無い場合はその旨を記載したFAXを送ること。提出期限は平成29年12月12日（火）午後4時とする。

(5) 設計図書に関する質問回答

平成29年12月14日（木）午後4時までに書面により回答をFAXにて送付する。

5 入札執行の日時

(1) 日時

平成29年12月21日(木)

(2) 場所

公立陶生病院 南棟5階 第1会議室

6 入札保証金

(1) 一般競争入札に参加しようとする者は、公立陶生病院組合契約規則第9条に基づき、その見積る契約金額の100分の5以上の入札保証金を平成29年12月20日(水)までに納めなければならない。

(2) 次に掲げる場合においては、公立陶生病院組合契約規則第12条により、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

① 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に公立陶生病院組合を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

② 一般競争入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

7 入札の執行

(1) 入札書は本人又は確認通知書を提示した代理人が持参することにより行うものとし、郵送または電送によるものは受け付けない。なお、会場への入場者は各資格者2名以内とする。

(2) 入札回数は5回(再度入札は4回)とする。

(3) 一般競争入札参加資格を有する者が1人である場合又は入札に参加する者が2人である場合においても、原則として入札を執行するものとする。

(4) 入札参加者は、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額(消費税抜き)を入札書に記載すること。

8 予定価格等

予定価格は公表しない。

9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札参加者の資格を有しない者のした入札

(2) 所定の日時まで所定の入札保証金を納付しない者のした入札

(3) 所定の日時まで所定の場所に到達しない入札

(4) 入札書の入札金額を訂正している入札

(5) 入札に際して談合等による不正行為があった入札

(6) 同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札

(7) 記名押印のない入札

(8) 入札書の記載事項が確認できない入札

(9) その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反した入札

1 0 落札者の決定

一般競争入札において、予定価格の制限内で最低の価格で入札した者を落札者とする。落札者となる者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

1 1 契約

(1) 契約書作成の要否
必要とする。

1 2 契約保証金

- (1) 落札者は、公立陶生病院組合契約規則第33条に基づき、契約金額の100分の10以上の金額の契約保証金を納めなければならない。
- (2) 落札者が次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除するものとする。
- ① 契約の相手方が保険会社との間に当組合を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - ③ 契約の相手方が過去2年間に国（公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

1 3 支払条件

毎月支払（月末締め翌月支払）

1 4 その他

- (1) この公告に記載していない事項については、地方自治法、同法施行令、当組合契約規則等の定めによる。
- (2) 資格確認申請書等に虚偽の記載をした場合においては、公立陶生病院組合指名停止要領に基づき、指名停止を行うことがある。
- (3) 本契約は、公立陶生病院組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条第2号を適用するものとする。なお、公立陶生病院組合定例議会において当該契約に係る平成30年度以降の予算額が減額又は削除になった場合は、契約の変更又は解除を行うものである。

1 5 問い合わせ先

公立陶生病院組合 管財経理課 施設係
瀬戸市西迫分町160番地
電話 0561-82-5153（ダイヤルイン）

公立陶生病院（東棟・南棟）メンテナンス付きカーテン賃貸借仕様書

この仕様書は、公立陶生病院（東棟・南棟）の病室等に設置するカーテンのメンテナンス付き賃貸借に関して次のように定めるものである。

1. 対象施設

所在地 瀬戸市西追分町160番地
名称 公立陶生病院 東棟・南棟（西棟は除く。）
規模 許可病床数 633床

※平成30年5月1日予定

2. 契約期間

平成30年5月1日 から 平成35年4月30日 まで
ただし、新たに受託する業者は、平成30年4月30日までに現受託業者による引き継ぎを受けること。また、その際には引き継ぎ完了書を提出すること。なお、引き継ぎに係る費用は新たに受託する業者の負担とする。

3. 賃貸借期間

平成30年5月1日 から 平成35年4月30日 まで

4. 賃貸借物品の規格、数量及び設置場所

別紙のとおり

5. カーテンの仕上げ寸法

カーテンの仕上げ寸法およびサイズ別数量は別添明細書のとおりとするが、納入決定業者はカーテンを加工する前に現場で実測し、当院当仕様書の縫製加工指示に従って加工するものとし、現場および目的にあった仕上げとすること。

6. カーテン生地等の指定について

生地の条件

- (1) 消防法第8条の3に基づく消防庁長官の認定を受けた難燃性の生地であること。
- (2) 防災ラベル（イ）ラベルのものであること。
- (3) 耐光堅牢度は4級以上、洗濯堅牢度（変色4～5級、汚染5級）はJIS規格等に適合するものであること。
- (4) 暗幕カーテンは遮光1級とし、遮光カーテンは遮光1～2級を使用すること。
- (5) 収縮率は縦、横ともに0.5%以内のものとし、洗濯等でそれ以上の縮みが生じた場合は速やかに規程に適合するものに取り替えること。
- (6) 上部メッシュカーテン及び間仕切りカーテンについては、「MRSA」をはじめ、広範囲の細菌・カビ類の増殖を抑制する制菌性を持った生地で、クリーニング後もその効果が変わらないこと。

- (7) 色彩等については、見本に基づき後日指定する。
- (8) 見本提出の際は、生地試験結果報告書、防災ラベル認定書を添付すること。

7. カーテンの縫製加工について

(1) カーテンサイズは別紙明細表参照

- ① ドレープ、レースカーテンは、約1.5倍のヒダ使いとする。
- ② 間仕切り用メッシュカーテン、メッシュなしカーテンは必要布(カーテンレール)プラス15%~20%程度の余裕をみて仕上げる。

(2) カーテンフックについて

- ① 窓用カーテンは、永久に錆びないものを使用すること。
- ② 仕切り用メッシュカーテン・メッシュなしカーテンフックは、永久に錆びず、またカーテンを取り替える際、脱着の安易なものを使用する。(見本を提出し、承認を得ること。)クリーニング時も取付けたまま洗うことのできるものを使用すること。

(3) タッセルバンド及び房掛け

窓用カーテンは全箇所タッセルバンド及び房掛けを準備し、取付けるものとする。
房掛けは金属製のものとし、種類・色等については事前に承認を得ること。

(4) カーテン布は、ホツレ防止されたものを使用し、ホツレ防止されていないカーテン布は、上下の折り返しは二つ折りとし、上部折り返しには、50mm以上の芯地を入れ、下部折り返しは100mmに仕上げる。

(5) 業者のカーテンへの社名表示はできるだけ小さくし、目立たない所に取付けること。

(6) カーテン1枚ごとに防災ラベル・サイズラベルを縫い付けること。

8. クリーニングメンテナンスについて

(1) 定期クリーニングメンテナンス

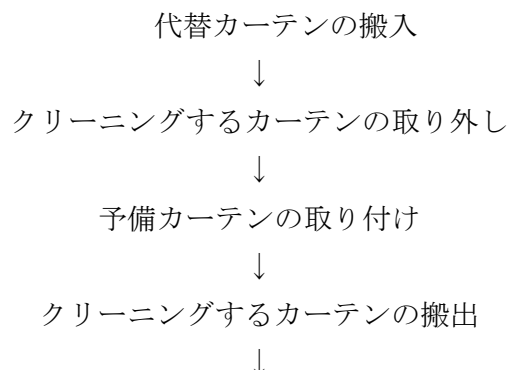
病棟 外来

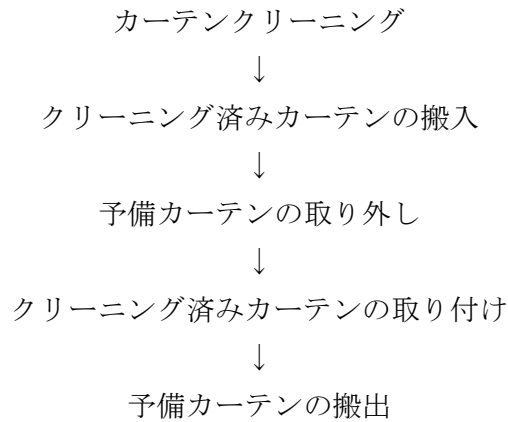
年1回クリーニング(期間中計年4回実施)

(2) 定期メンテナンスの方法

全ての箇所に対し予備カーテン(代替)の取り付けを行い、自社工場等へ持ち帰ってクリーニングするものとする。

<作業工程 略図>





- (3) カーテンの交換洗濯は、作業工程表を提出し、承認を受けた後実施することとし、1メンテナンス2回の立ち入り（延べ2日）以内での作業、全行程を完了すること。作業開始から完了までの期間は概ね1ヶ月以内とする。
- (4) 交換作業は、職員の指示に従い、患者の療養を妨げないよう心がけること。
- (5) 洗濯期間中は、必ず予備カーテンを取り付け、常にカーテンが取付けられている状態を維持し、患者に迷惑を掛けないようにすること。
- (6) カーテンの交換作業は、病棟（フロアー）別に実施し、代替えカーテンもそれに見合うサイズ・数量を準備し、速やかに行なうこととする。代替えカーテンの程度についても本カーテンと遜色のないものを揃えることとし、事前に提示し、承認を得ること。なお、交換作業は、一斉に行なうこととする。
- (7) クリーニング後のカーテンは、完全に乾燥した状態で取り付けることとし、生乾きで取り付けてはならない。通常使用に伴うほころび等の補修を行なうこと。
- (8) クリーニングの最終工程では、殺菌・消毒の工程を必ず行い、院内感染の防止に心掛けること。
- (9) 各病室等への出入りには細心の注意を払い、患者の安全確保に心掛け、入室の時間を短時間にするよう努めること。特に埃に対する対策については、必要に応じ賃借人がマスク等を用意し、患者等に着用を促すなど万全を期すこと。
- (10) 日焼け、破れ等美観を損なうものは、職員の指示に従い、速やかに交換・補修すること。
- (11) 産婦人科病棟・産婦人科外来等の女性が多く立入る場所などは、女性スタッフにより対応すること。
- (12) クリーニング及び仕上げの方法
- (a) 本洗い 1回（60℃、16～20分）
 - (b) すすぎ 1回（常温にて9～10分）
 - (c) 脱水 （5～6分）
 - (d) 検品 汚れ、シミ等が見られる場合 → (a)へ戻る
↓ 合格の場合
 - (e) プレス（アイロン）仕上げ（温度120度程度） ※ 殺菌工程
- (13) 臨時クリーニングメンテナンス
- 血液、汚物等による急な汚れについては、臨時予備カーテンと交換、クリーニング後取り付けを行なうこと。なお、予備カーテンについては、緊急時の交換用として、病院

内にも一定量置いておくこと。

9. その他特記事項

- (1) 受託業者は予備カーテン等を常備し、緊急な汚れ等で病院から要請があった場合は、速やかに対応すること。また、それらを交換するにあたり常駐員を置くこと。
- (2) 上記の設備・予備カーテン等の確認のため、立ち入り検査の際は検査に協力すること。
- (3) 所轄の消防署等関係機関に届出手続きをすること。
- (4) 下記の事項は禁止事項とする。
 - ① 院内及びその周辺での汚水（洗濯水）の排出。
 - ② 業務目的による院内の電気及び水の使用
 - ③ 病院及びその周辺に対する不利益、迷惑な行為。
 - ④ 上記に関する一切の事項
- (5) クリーニング資格師の有する工場であること。
- (6) 平成30年3月4日（日）＜予定＞東棟の竣工式において、カーテンの取付が必要な場所（部署）においてはこれに対応すること。

また、病棟及び各科外来等の引越を平成30年5月1日（火）＜予定＞から順次実施するため、引越の前日までには、全てのカーテンの取付を完了すること。

あわせて、当該引越後に南棟改修工事を予定しており、カーテンの取付が必要となった場合は速やかに対応すること。
- (7) 今回の入札額は、建築図面からの概算により行うものであり、納入決定業者（受託業者）は改めて実測することとする。なお、実測後に面積及び材質等に変更が生じた場合は、変更後の内容で契約することとする。

10. 納入

- (1) 取り付けは、すべて賃貸人が行なうものとする。
- (2) 納入日等については、後日協議するものとする。

11. その他

この仕様書に定めのない事項については、契約者双方が協議するものとする。